

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2023年10月11日現在

～2023年10月10日

2023年10月11日～

目次（略）
第1章～第15章（略）

別記

1～10の1（略）

10の2 携帯電話等契約

(1) 携帯電話設備に関わるもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	Xi契約	Xiサービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
(略)	(略)	(略)

(2)（略）

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	Xi契約	Xiサービス契約約款

目次（略）

第1章～第15章（略）

別記

1～10の4（略）

10の2 携帯電話等契約

(1) 携帯電話設備に関わるもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	Xi契約	Xiサービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスターⅢ通信サービス契約約款
(略)	(略)	(略)

(2)（略）

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	Xi契約	Xiサービス契約約款

	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
(略)	(略)	(略)

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	Xi契約	Xiサービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
(略)	(略)	(略)

10の6～13 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金 (略)

	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスターⅢ通信サービス契約約款
(略)	(略)	(略)

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	Xi契約	Xiサービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスターⅢ通信サービス契約約款
(略)	(略)	(略)

10の6～13 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金 (略)

第2 通話に関する料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

2-1-1 一般通話に係るもの

(1)-ア-(ア) から (1)-イ-(ア) (略)

(イ) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、次の場合に適用します。

- (1) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話
- (2) 削除
- (3) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのナビダイヤル通話

(注)当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

② 削除

第2 通話に関する料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

2-1-1 一般通話に係るもの

(1)-ア-(ア) から (1)-イ-(ア) (略)

(イ) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、次の場合に適用します。

- (1) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話
- (2) 削除
- (3) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのナビダイヤル通話

(注)当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款とします。

② 削除

③ I P電話設備に係るもの

A I P電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに9円(9.9円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からI P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。
 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円(17.6円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からI P電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。
 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

B I P電話設備へのナビダイヤル通話

③ I P電話設備に係るもの

A I P電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに9円(9.9円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からI P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。
 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款とします。

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円(17.6円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からI P電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。
 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款とします。

B I P電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	4.5秒	8秒	8秒	10秒
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのナビダイヤル通話に適用します。 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。				

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	20秒	20秒	20秒
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのナビダイヤル通話に適用します。 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。				

以降 (略)

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	4.5秒	8秒	8秒	10秒
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのナビダイヤル通話に適用します。 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款とします。				

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	20秒	20秒	20秒
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からIP電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのナビダイヤル通話に適用します。 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款及びワイドスターⅢ通信サービス契約約款とします。				

以降 (略)

[附 則 \(令和5年10月3日 CAS1サ000400001989-01号\)](#)
[この改正規定は、令和5年10月11日から実施します。](#)